

令和 8 年度 答 申 第 2 号  
令和 8 年 9 月 1 1 日

松戸市長 松戸 隆政 様

松戸市個人情報保護審議会  
会 長 井 川 信 子 印

個人情報一部開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和8年3月23日付け松総行第241号をもって諮問のあった個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

## 答 申

### 1 審議会の結論

松戸市長が行った本件処分を取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

### 2 本件審査請求までの経過

- (1) 審査請求人は、令和8年2月3日付け保有個人情報開示請求書により、「私と松戸市ないし松戸市長との間の裁判に係る個人情報が松戸市教育委員会の2件の令和6年4月8日付け公文書一部開示決定（担当課は学務課）によって漏洩された件（松戸市報道資料でいうところの令和7年3月21日付け「公文書開示請求に係る個人情報の漏えいについて」）及び当該個人情報漏洩に係る対応等に係るもの一切。たとえば、上記件について、他の実施機関や国や県や私や職員個人や漏洩の相手方やその他の個人や団体等との遣り取りに関するもの、苦情申出、プレスリリース、私との郵便、私の自宅に職員が訪れた際の記録（公用車の記録も含む。）、懲戒処分、私が松戸市役所を訪れた際の記録、もとの個人情報漏洩にかかるものだけではなく、個人情報漏洩に係る対応の苦情、要望等についても含めて一切。議員や市民や関係者や第三者からの意見、要望等も含む。当時の学務課の泉課長補佐の異動先や文書管理課は少なくとも担当課にお含め下さい。広く解釈して特定して下さい。」について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- (2) 本件開示請求に対して、令和8年2月17日付け保有個人情報一部開示決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）により、本件処分を行った。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和8年2月21日付け審査請求書により、本件審査請求を行った。
- (4) 審査請求人は、令和8年3月24日付け反論書を提出した。

### 3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消して、請求対象文書をさらに特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

## (2) 本件審査請求の理由

対象個人情報の記録が本件で特定されたもので尽くされているとは到底考えられない。相談記録だけではなく、相談に使用されたものも特定すべきである。

顧問弁護士と相談した記録については、法第78条第1項第7号柱書に該当しない。行政と顧問弁護士との相談に係る記録は、その性質上、当該個人情報漏洩の被害当事者である審査請求人が個人情報開示請求をしている以上、本人に対しては最大限の開示が必要とされるものというべきである。そうした情報を本人に対して開示したとしても、弁護士との信頼関係が害されるとか、今後の相談業務において、率直な意見を得られなくなるなどの支障が生じるおそれがあるともいえない。行政とその顧問弁護士とが如何なる法律相談を行ったのかをその被害当事者が後日、確認できるようにすることは、当該個人情報漏洩問題や同様の問題に取り組みもって個人情報保護に資するとともに、民主的な市政の発展にも資することから、法の趣旨・ 目的、精神に合致するものである。

## 4 処分庁の説明

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

### (1) 本案の弁明の趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

### (2) 本件処分の理由

#### ア 文書の特定について

審査請求人からの本件開示請求に対し、「顧問弁護士との相談について（令和6年11月18日起案）」、「担当課作成資料（令和6年11月11日）」、「資料1」、「資料2」、「顧問弁護士との相談について（令和6年12月23日起案）」及び「担当課作成資料（令和6年12月16日）」を特定し、特定したものには、相談記録だけではなく、相談に使用された資料も含まれている。

なお、特定した保有個人情報以外の個人情報は保有していない。

#### イ 特定した保有個人情報以外の非開示部分について

非開示とした部分については、顧問弁護士との相談に係る記録及び資料であり、当該記録及び資料は、市の事務を適正に遂行するための内部的な方針に関する情報である。当該情報を開示することにより、弁護士との信頼関係が害され、今後の相談業務において、率直な意見を得られなくなるなどの支障が生じるおそれがあり、当該業務の性質上、市の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第78条第1項第7号

柱書に該当するため非開示とした。

## 5 審議会の判断

本件処分に対する審議会の判断は、次のとおりである。

### (1) 非開示情報について

ア 法第78条第1項第7号柱書の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものをいう。

行政機関は、意思決定を行う際の適切な判断を導き出すため、必要に応じて、弁護士に法務相談を行い、また、訴訟においては、訴訟代理人として依頼し、訴訟を遂行するために必要な相談をするなど、様々な場面において弁護士に相談することがある。したがって、弁護士相談は反復して実施されるものであることから、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当し得る。

イ 弁護士への相談内容が非開示とされている点について、処分庁は、「当該情報を開示することにより、弁護士との信頼関係が害され、今後の相談業務において、率直な意見を得られなくなるなどの支障が生じるおそれがあり、当該業務の性質上、市の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるとして法第78条第1項第7号柱書により非開示としている。

これに対し、審査請求人は「そうした情報を本人に対して開示したとしても、弁護士との信頼関係が害されるとか、今後の相談業務において、率直な意見を得られなくなるなどの支障が生じるおそれがあるともいえない」と主張している。

文書の開示により、弁護士から率直な意見を得られなくなるおそれがあるとして、市の機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれがあるものと言えるかが問題となる。

ウ 弁護士相談における弁護士の回答については、意見やアドバイスが外部に開示される可能性があるとする、弁護士は開示されることを念頭においた当たり障りのない回答やアドバイスしかできなくなってしまう。そうすると、弁護士から率直かつ適切な意見を得られなくなる可能性が生じ、市の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。よって、弁護士からの回答については、法第78条第1項第7号柱

書に該当するものと解する。

これに対して、弁護士への相談内容については、市が作成した文書や資料をもって行われるものである。弁護士への相談内容や資料は、弁護士の判断の参考とするにとどまるものであることからすると、弁護士への相談である事実のみをもって、相談資料等の開示が直ちに市の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。したがって、相談内容の中に、現に紛争が係属している事案に関する内容や、他人の個人情報が含まれるなど、他の非開示条項に該当する場合においては非開示となるものの、基本的には開示すべきものと解する。

エ 当審議会において、インカメラ資料を確認し、処分庁に意見聴取を行ったところ、処分庁は弁護士への相談という事実のみを理由に、相談内容も弁護士からの回答も一律に非開示としていることが認められた。

開示請求に係る保有個人情報、不開示情報が記録されている場合を除き開示しなければならず（法第78条第1項柱書）、その一部に不開示情報が記録されている場合であっても、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないものとされている（法第79条第1項）。このように、法において、保有個人情報は原則として公開されるべきものとされていることに照らせば、上記文書が弁護士の相談であるからといって、一体として不開示情報該当性についての判断をすれば足りるということとはできない。

本件においては、相談に係る資料の中には、事案の概要や行政側の検討内容、弁護士からの回答、事案に関する付随資料など様々な種類の内容が含まれていた。弁護士からの回答については、上記のとおり法第78条第1項第7号柱書により非開示となると解するが、それ以外の事案の概要や行政側の検討内容、事案に関する付随資料等は開示されたとしても市の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、同号柱書により非開示とした判断は不適當であったと解する。

なお、当審議会において検討したところ、弁護士への相談内容に係る部分について、法第78条第1項第7号柱書以外の非開示条項に該当する可能性のある箇所も見受けられた。処分庁は他の非開示理由の該当性についての検討を行った上で、改めて開示の判断を行うべきものと考え

## (2) 文書の特定について

審査請求人は、対象たる個人情報の記録が本件で特定されたもので尽くされているとは到底考えられず、相談に使用されたものも特定すべきと主

張している。

このことについて、当審議会において、インカメラ資料を確認したところ、処分庁が特定した文書の中に、相談に使用された資料も含まれていた。また、処分庁に対し意見聴取を行い、特定した文書以外の文書の存在についても確認を行ったが、処分庁の説明に不自然な点は認められなかった。

## 6 結論

以上により、審議会としては、「1 審議会の結論」のとおり判断する。  
当審議会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 審議会の処理経過

| 年 月 日       | 内 容                  |
|-------------|----------------------|
| 令和 8年 3月23日 | 諮問書の受理               |
| 令和 8年 5月11日 | 第1回審議会（諮問の報告・審議）     |
| 令和 8年 6月 2日 | 第2回審議会（審議・意見陳述・理由説明） |
| 令和 8年 7月 2日 | 第3回審議会（審議）           |
| 令和 8年 8月 7日 | 第4回審議会（審議）           |
| 令和 8年 9月11日 | 第5回審議会（審議）           |